

認知症で資産凍結？ 使いやすくなった 家族信託を 知ってもらおうセミナー

家族信託は認知症や要介護時に備え、財産の管理や処分を家族に委託する方法です。後見人制度に比べて、財産の管理、運用、処分の自由度が高いため利用が拡大している反面、手続きや税務・法務の専門知識も必要とします。新しいしくみで、使い勝手やコストも大幅に改善した家族信託をご紹介します。

遺言で承継方法は解決済みだが、**自分の**認知症や寝たきりになったときの財産管理は未対応だ。

自分の親の収益不動産を、実質的にはすでにお子様が管理している。

セミナー講師

株式会社ファミトラ
アライアンス本部

梶田 哲史氏

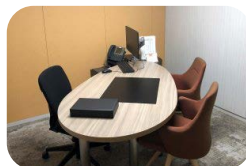
Satoshi Masuda

開催日

2024年 **4/25** 木 14:00-15:00

場所

野村證券 平塚支店

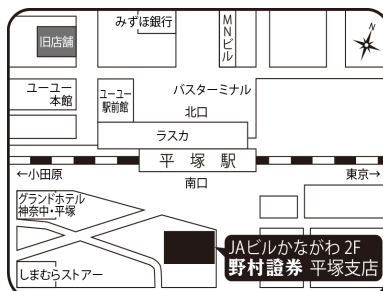
入場
無料

お申込みはホームページ、店頭または電話にてお受付しています

野村證券 平塚支店

電話 (0463)21-2111 (代表)

受付時間 平日8:40~17:10

住所 〒254-0811
神奈川県平塚市八重咲町3-3(JAビルかながわ2F)ホームページからの
お申込みはこちら